

報 廣 山 市 館

編集と発行 館山市秘書課 館山市北条1.145番地の1電話館山 1501~1508番

昭和38年
4月8日
第133号
(毎月1回発行)

集 特 選 挙

公明選挙都市宣言

三月の定例市議会で決議

三月二十五日任期満了を前にして開かれた、館山市議会の本会議で、議員提案による「公明選挙都市宣言」が、万場一致で決議され、本間市長から次のような宣言が行なわれました。

これによって四月の地方統一選挙はもろろん、今後行なわれる各種の選挙には、市民皆さんの全面的な協力のもとに市の大きな目標として、その実現に最大努力が行なわれることになりました。

公明選挙都市宣言

選挙は、民主政治の基盤であり明るく豊かな市民生活は、正しい選挙によって実現されるものと信じます。しかし、最近の選挙が必ずしも明るく、正しいものでないことは大変遺憾であります。選挙から違反を追放し、公明選挙を確立することは、現下の急務であると信じます。よつて、館山市民のすべての希望と熱意を結集して、公明選挙の実現を期するため、ここに館山市を「公明選挙都市」とすることを宣言いたします。

昭和 38 年 3 月 25 日
館山市長 本 間 謙

宣言の意義

私たちの生活をより明るく、豊かにするために、よい政治が行なわれることによつてこそ、その実現がみられます。いかにすれば私達の生活は政治に直結していることか。

そこでよい政治をするためには、皆さんの代表者としてふさわしい人を選挙によつて国会、県、市議会へ送りねばなりません。

よい人を選び、よい政治を願うためには、まず正しい選挙をすることがなによりも必要です。しかし、このような重大な意義のある選挙も情実が流れたり金力につながつたりして違反者があ

標語の懸賞募集

締切は12日(当日消印有効)

趣旨 〓 私達の郷土館山市は三月二十五日「公明選挙都市」として宣言し、全市民ぐるみで正しい選挙をするように、一層の努力をすることにしました。

この意味で、広く一般から公明選挙都市宣言の標語を次の要領で募集します。

主催 〓 市選挙管理委員会
市公明選挙推進協議会
後援 〓 市教育委員会

要 望 書

選挙は、民主政治の基盤をなすものであり、民主政治の健全な発展のためには、選挙が公明かつ適正に行なわれなければならない。

募集規定

(1) 標語の内容 〓 公明選挙都市宣言をした館山市民としての心構え、又はありかたについて端的に表現したもの。

(2) 応募資格 〓 市内に在住のもの。

(3) 応募方法 〓 官製はがきを用い、裏面余白欄に住居氏名(ふりがな)、性別、生年月日、職業を明記すること。

(4) 応募作品 〓 自作のもので一人一点に限る。

(5) 締切期日 〓 昭和三十八年四月十二日(当日消印のあるものは有効)。

(6) 提出先 〓 館山市北条一四四五―一館山市選挙管理委員会

(7) 賞状及び賞金
一等 〓 一名 千五百円

説明会開催(九日)

市会議員の責任者を対象

四月三十日執行される館山市議会議員選挙の公明化をはかる目的で、主に市議会議員立候補予定の方、又はその責任者になる方を対象とした説明会(請手続、選挙運動)を、次の通り開きます。

日時 〓 四月九日午後二時
場所 〓 市役所大会議室

四月三十日市会議員選挙

市議会議員の選挙は、四月二十日告示、四月三十日投票日になります。四月十五日発行の市広報で改めてお知らせいたします。

政治は誰れのものか

むかしは王様のものであつた。殿様のものであつた。私たちに縁遠いものであつた。しかし今は私たちがみんなのものである。総理大臣のものである。知事や市長のものでもない。政治は私たちのものである。政治はどこにあるか。むかしは遠い都にあつた。宮殿の奥にあつた。いかめしい権力に守られてあつた。しかし今は私たちの身のまわりにある。台所にも……道路にも……毎日の生活が政治である。生活を楽しく、明るく生きがいがあるようにするのが政治である。

あなたの行かれる投票所です

- | | | | | | |
|-------|--|--------|--------------------------------------|--------|--|
| 第1投票区 | 船形小学校講堂=船形地区全部 | 第8投票区 | 館山小学校講堂=仲町、上町、楠見、上須賀1.2.3、上真倉、岡沼、西の浜 | 第14投票区 | 市役所神戸出張所=中郷、西町、川坂、上郷、中里、松岡、竜岡、犬石、蒲生、佐野 |
| 第2投票区 | 那古小学校講堂=東藤、宿、寺赤、浜、芝崎、大辻、川崎、正木上、下、向、岡、小原 | 第9投票区 | 市営プール合宿所=宮城、笠名、大賀、西原、柏崎、航空隊 | 第15投票区 | 富崎小学校講堂=富崎地区全部、香取 |
| 第3投票区 | 亀ヶ原神社事務所=亀ヶ原、西郷 | 第10投票区 | 東小学校講堂=香、塩見、浜田、早物、見物、加賀名、波左間、坂田 | 第16投票区 | 神余小学校講堂=上、大倉、山下、上の代畑ヶ中、久所、平田、加藤 |
| 第4投票区 | 県立安房高等学校講堂=渚、三軒町、鶴ヶ谷、新鶴ヶ谷、八幡、湊 | 第11投票区 | 元西小学校講堂=洲崎、西川名 | 第17投票区 | 市役所豊房出張所=東長田、西長田、出野尾、岡田、大戸、南条、飯沼、古茂口、山萩、作名 |
| 第5投票区 | 北条小学校講堂=南町、神明町、六軒町1.2.3.4.5.6と7の一部、高井、上野原 | 第12投票区 | 西小学校講堂=伊戸、根本、坂足、小沼、坂井 | 第18投票区 | 畑小学校=畑地区全部 |
| 第6投票区 | 長須賀公会堂=長須賀1.2.3.4新宿、青柳 | 第13投票区 | 藤原農業協同組合藤原集荷所=藤原、谷藤原、洲宮、茂名、布沼 | 第19投票区 | 館野小学校講堂=館野地区全部 |
| 第7投票区 | 第二中学校講堂=新井1.2.3、下町、長須賀5新宿の一部(57.58.59番地)、六軒町の7 | | | 第20投票区 | 市役所九重出張所=九重地区全部 |

四月行なわれる地方統一選挙を前にして、今回市議会の万場一致の決議により、館山市は公明選挙都市宣言をいたしました。選挙は自由と平等の上に立つた民主政治の基盤であり、明るい豊かな市民生活は、正しい選挙によつて実現されねばなりません。

しかし最近の選挙常識では、あきらかに法律違反と思われるものもあつて履行されているという現実をみる時に、忠実に選挙法を守つていたのでは

当選できないといった極めて矛盾した実態の姿になりつつあるのであります。このやうな形で、今後も選挙を受け政治を行なう事ができないといつたことになり、自由と平等に立つた私共の民主主義も、私達自身が全面的な機運がもたら

明るい町づくりは

皆さん一人一人の協力

館山市長 本間 謙

選挙が行なわれるとします。法的に否定してしまつていふ結果になつてくるのであります。同じことになり、又昔の専制時代の一部特権階級といわれる人達でな

公明選挙の結果が、公明選挙都市宣言を他市に率先して実施し、画期的な

ふり向くな・選挙のときの義理と金

